

じゅうたくようかさいけいほうき 住宅用火災警報器

[English \(英語\)](#)

じゅうたくようかさいけいほうき せっち 住宅用火災警報器の設置について

すべての住宅に「住宅用火災警報器」が必要です。住宅用火災警報器はあなたや家族のいのちを守ります。

住宅用火災警報器は火災による煙や熱を感知します。そして、火災の発生を知らせます。

2011年6月1日から設置が義務づけられています。

ただし、自動火災報知設備が設置されている場合は、必要はありません。

とりつけばしょ 取付場所

1. 寝室

2. 台所 (2015年4月から設置が義務づけられています。)

3. 2階以上で寝室のある階の階段

しゅるい 種類

けむり かんち けむりしき ねつ かんち ねつしき しゅるい
煙を感知する「煙式」と熱を感知する「熱式」の2種類があります。

しんしつ かいだん けむりしき せっち だいどころ けむりしき ねつしき
寝室、階段には「煙式」を設置してください。台所には「煙式」と「熱式」ど

ちらを設置してもかまいません。

こうにゆうばしよ 購入場所

でんきてん
電気店やホームセンターなどで売っています。

てんけん 点検

ふる でんちぎ かんち
古くなると電池切れなどで、感知しなくなることがあります。

ていきてき お また ひ かくにん じゅうたくようかさい
定期的に、ボタンを押す、又はひもを引いて確認してください。また、住宅用火災

けいほうき ねん めやす こうかん
警報器は10年を目安に交換してください。

しょうぼうほんがよぼうしつ
《消防本部予防室》

でんわ
電話：072-724-9995

ファクス：072-724-3999